

# 茂原市地域公共交通計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

茂原市地域公共交通計画策定調査業務

## 2 目的

茂原市では、平成25年3月に「茂原市地域公共交通計画」を策定し、市民バス「モバス」やデマンド交通システム「ふれあい」の運行サービスの見直しなどの事業を展開してきたものの、公共交通利用者は自家用車の普及及び人口減少等により、減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される。一方で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の必要性が高まっている。

このため、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、公共交通政策のマスタープランとなる「茂原市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

令和4年度は公共交通に関する現況把握や、各種アンケート調査等を行い、地域公共交通を取り巻く課題整理まで検討し、その後に「茂原市地域公共交通計画」を策定する予定である。

## 3 履行期間

令和4年10月14日から令和5年3月24日まで

なお、その後、新たに契約を締結し、地域公共交通計画策定業務を行うものとする。

## 4 履行場所

茂原市地域公共交通会議事務局

千葉県茂原市道表1番地 茂原市 都市建設部 都市計画課

## 5 業務内容

「茂原市地域公共交通計画策定調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。  
なお、本仕様書は提案採用者の選定を行うための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、詳細な内容について提案採用者と協議の上、定めるものとする。

## 6 プロポーザル方式を採用する理由

地域公共交通計画の策定に当たっては、広範にわたる基礎データの収集・分析や市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行うとともに、市民等からの意見の聴取及びその反映等の作業を行い計画を策定するため、価格のみによる競争によらず、企画力、創造性、専門性、実績等を勘案し、総合的な見地から選定を行うことが最適であることから、プロポーザル方式を採用するものとする。

また、広く提案者を公募する観点から、公募型プロポーザル方式により選定を行う。

## 7 提案上限額

5,412,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 8 契約締結までのスケジュール

項目	期日等
第1回審査委員会	令和4年7月27日(水)
実施要領等の配布	令和4年8月1日(月)から 令和4年8月12日(金)まで
参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期限	令和4年8月15日(月)
参加資格確認結果通知書及びプロポーザル提案要請書の発送	令和4年8月18日(木)まで
質問の受付	令和4年8月18日(木)から 令和4年8月26日(金)まで
質問の回答	令和4年8月31日(水)
提案書の提出期限	令和4年9月6日(火)
プレゼンテーション審査 (第2回審査委員会)	令和4年9月29日(木)
審査結果の通知	令和4年10月上旬
仕様書等の最終調整	令和4年10月上旬(約2週間)
契約締結	令和4年10月13日
計画策定調査業務実施	令和4年10月14日から令和5年3月24日まで

※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

## 9 実施要領等の交付方法

茂原市ウェブページ (<https://www.city.mobara.chiba.jp>) から交付するものとする。  
あわせて、市公式SNSを活用し周知を図る。

## 10 参加資格

参加申込者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度茂原市入札参加資格者名簿(委託)に登録されていること。
- (3) 茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社再生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者については、同法

- に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
  - (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
  - (7) 茂原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 11 募集期間及び受付場所、応募方法

### (1) 募集期間

#### ① 実施要領等の配布

令和4年8月1日（月）から令和4年8月12日（金）まで

#### ② 参加表明書等の提出期限

令和4年8月15日（月）午後5時15分まで

### (2) 受付場所

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

茂原市地域公共交通会議事務局

（茂原市 都市建設部 都市計画課 内）

### (3) 応募方法

(4)の提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日・祝日を除く茂原市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とし、郵便の場合は、募集期間までに到着した者に限る。

### (4) 提出書類

#### ア 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書

（別紙1、以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。）

#### イ 誓約書（別紙2）

#### ウ 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書等の返信用封筒

（定型サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の上、84円切手を貼付したもの）1枚

## 12 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

### (1) 参加資格の確認

本プロポーザルの参加資格は提出された書類により審査

### (2) 結果の通知

令和4年8月18日（木）までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（別紙3）により通知

する。

### 13 プロポーザル提案要請

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書の通知とともに、参加資格確認者にはプロポーザル提案要請書（別紙４）により提案書の提出を要請する。

### 14 質問の受付及び回答

#### （１）提出期間

令和４年８月１８日（木）から令和４年８月２６日（金）午後５時１５分まで

#### （２）提出場所

茂原市地域公共交通会議事務局

（茂原市 都市建設部 都市計画課 内）

FAX番号 ０４７５－２０－１６０６

電子メールアドレス keikaku@city.mobara.chiba.jp

#### （３）質問方法

「質問書（別紙５）」に質問内容を簡潔に記載し、提出期間内に提出場所へ直接持参、電子メール又はFAXで提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日・祝日を除く茂原市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までを受付時間とし、電子メール・FAXの場合は、提出期限までに到着したものに限り。

#### （４）質問の回答

質問内容及び回答については、全ての参加資格確認者に対し、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、令和４年８月３１日（水）までに電子メール又はFAXにより行う。

### 15 提案書の提出期限、場所及び方法

#### （１）提出期限

令和４年９月６日（火）午後５時１５分まで

#### （２）提出場所

〒２９７－８５１１ 千葉県茂原市道表１番地

茂原市地域公共交通会議事務局

（茂原市 都市建設部 都市計画課 内）

#### （３）提出方法

（４）提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日・祝日を除く茂原市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までを受付時間とし、郵便の場合、提出期限までに到着したものに限り。

#### （４）提出書類

「茂原市地域公共交通計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル提案書作成要項」を参照のうえ次の書類を作成し、一括して提出すること。分割による提出並びに提出期限後の提案書の追加及び修正は認めない。

ア 茂原市地域公共交通計画策定調査業務企画提案書（別紙6）

イ 会社概要書（別紙7）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 業務実績一覧（別紙8）

エ 業務実施体制（別紙9）

オ 配置予定技術者調書（別紙10）

カ 企画提案説明書（任意様式）

キ 作業工程表（任意様式）

ク 見積書（別紙11）

(5) 提出部数

正本1部、副本10部、電子媒体1部

(6) 参加辞退

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（別紙12）により、その理由等を記入して、速やかに提出すること。

## 16 審査委員会の委員構成

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、茂原市地域公共交通計画策定調査業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員構成は、次のとおり。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

(4) その他の委員 4名

合計 7名

## 17 提案採用者を選定するための審査基準

「茂原市地域公共交通計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル審査要項」のとおり

## 18 プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案書等を提出した参加資格確認者に対し、プレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、審査委員会による審査は非公開とする。

詳細は、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、別途連絡する。

(1) 期日

令和4年9月29日(木)

(2) 場所

茂原市役所内

(3) プレゼンテーションの順番

提案書の受付順に行うものとする。

(4) 所要時間

1事業者につき、35分以内とする。

内訳(準備:5分以内、プレゼンテーション:20分以内、質疑応答:10分以内)

(5) プレゼンテーション内容

企画提案の説明。なお、主担当となる者がプレゼンテーションを行うものとする。

(6) 参加人数

2名までとする。

(7) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは、茂原市で用意する。その他の機材については、参加者が用意すること。

## 19 提案採用者の決定

審査委員会の各委員の評価点の合計が最も高い者を提案採用者とする。

ただし、最高得点者が2人以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。1位と評価した委員が同数の場合は、2位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。

## 20 審査結果の通知

審査の結果は、令和4年10月上旬までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、審査結果通知書(別紙13)により通知するとともに、茂原市ホームページ等で公表する。

## 21 契約の締結

提案採用者と仕様書の内容などについて協議の上、契約を締結する。

なお、提案採用者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合、又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

## 22 その他の注意事項

(1) 提案書類の提出等にかかる経費は、全て参加申込者の負担とする。

(2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(3) 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属する。ただし、本市が本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には提出書類の内容を無償で使用できる。また、採用されたプロポーザルの使用

- 権は、本市に帰属する。
- (4) 提出書類は、返却しない。
  - (5) 提出期限後の参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
  - (6) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした者は、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を行うことがある。
  - (7) 次のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。
    - ア 参加資格を満たさないこととなったとき。
    - イ 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
    - ウ 提案書の提出を要請した者以外の者が提案を行ったとき。
  - (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、第三者に漏らしたり、本プロポーザル以外の提案等に無断で使用してはならない。
  - (9) 提出された本プロポーザルに係る資料については、公開しない。ただし、茂原市情報公開条例による開示又は公開請求のあるときはその対象とするものとし、公開の範囲は市と該当する提案書類の提出者との協議のうえ、決定するものとする。
  - (10) 本プロポーザルにおける提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、本市と協議のうえで決定すること。
  - (11) 上記記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
  - (12) その他必要な事項については、協議の上、決定する。

## 23 事務局連絡先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地  
茂原市 都市建設部 都市計画課 担当 野村・小関  
TEL：0475-20-1546  
FAX：0475-20-1606  
E-mail：keikaku@city.mobara.chiba.jp